

第2回 松江市ガス事業譲渡先選定委員会 会議録

- 1 日時 令和6年5月24日（金） 午後1時45分から午後3時30分まで
- 2 場所 松江市役所第一常任委員会室（新庁舎3階）
- 3 出席者 （1） 委員（別添名簿のとおり）
（2） 事務局（総務部、ガス局、㈱日本経済研究所）

4 次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 主な譲渡条件について（資料1）（参考資料1～5）
 - (2) LPガス事業の譲渡について（資料2）（参考資料6, 7）
 - (3) ㈱松江ガスサービスの取扱いについて（資料3）
 - (4) 今後の選定委員会の予定について（資料4）
- 4 その他
- 5 閉会

- 5 会議経過 別紙のとおり

別紙（会議経過）

1 開会

2 会長挨拶

（草薙会長）

皆様、こんにちは。本日も、ぜひ闊達な審議をお願いしたいと思います。お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

本日の主な議題は、今後、譲渡条件を確定するための論点整理です。また、前回議題にありました LP ガス事業の譲渡については、都市ガスと一体とするか分離するかについて、本日方針を決定したいと思います。この他に、市が出資する(株)松江ガスサービスの取扱いもありますので、これらについても議論したいと思っております。

本日は議題が多くありますけれども、限られた時間で十分な検討ができるよう、議事進行へのご協力をどうかよろしくお願い致します。

3 議事

（草薙会長）

それでは、次第に従って進行いたします。「議事（1）主な譲渡条件」について、事務局から説明をお願いします。

（1）主な譲渡条件について（資料 1）（参考資料 1, 2, 3, 4, 5）

（事務局より資料説明）

（草薙会長）

この議事は論点が幾つもございますので、委員の先生方から「ここを聞いてみたい」とか、おありだと思います。全体で議事が 4 つありますので、全ての委員からお考えを伺いたと思います。まず、この議事の（1）は大森委員の方から、福田委員、松浦委員、三宅委員の順で伺い、次の議題は三宅委員から始めていただくという進め方に出来ればと思います。

ざっくばらんをお願いいたします。

それでは、大森委員、今のご説明について、どんなことでも結構ですので、論点を出していただいたり、ご意見をいただいたりできればと思います。お願いします。

（大森委員）

譲渡する資産について、LP ガス事業を都市ガスと一体とするのか分けるのかという論点と、また、子会社もあるため、譲渡の仕方は、いろいろなパターン分けができると思います。パターンを分けるのか、あらかじめ決めるのかというところに重点を置いて見ていきたいなと思っています。

(福田委員)

いろいろな論点については、妥当な事務局案が書いてあるかなというふうに思っていました。この後、議事(2)と(3)における、LPガス事業の譲渡、(株)松江ガスサービスの取扱いが大きな論点だろうなと思って見ておりました。

(松浦委員)

基本的に、民営化しようが、直営であろうが、安全で安定したガス供給をするための条件という観点からは、そう大きく変わらないなと思っていますので、事務局案は妥当かなと思います。その他の問題についても、既に民営化されたところと、そう大きく隔たっていないのかなと思っています。よろしいかなというふうにしています。

(三宅委員)

利用者の立場から言うと、お客様へのサービスについて、一定期間、ガスの料金の現行水準を上回らないようにするという、一定期間については協議が必要だと思います。また、新会社を立ち上げるかどうかというお話がありますけれども、ここはもうちょっと詳しく伺いしたいと思います。要するに、メンテナンスとか、住民サービスとか利用者のサービスが組織形態によって変わるのか変わらないのか、利用者への影響が組織形態で違うのか、後で詳しく聞かせていただきたいと思います。

(事務局)

先ほど、三宅委員からご意見のあった料金水準維持における一定期間の概念は、参考資料の方に参考事例を記載しておりまして、年数を具体的に区切っていくところもあれば、それから一定期間や当分の間という形にして事業者、応募者に提案させるという形をとっているところもあります。近年の事例では、長いところで5年、少し昔になると3年が多いかと思っています。そのような年数で区切るか、当分の間という形にして応募者に提案させるのか、委員の皆さんにお決めいただければと思っています。

また、金沢市の応募要項の概略を付けさせていただいておりますので、イメージ感を考えていただくのにご利用いただければと思っています。

先例市の事例も比較しながらということで、我々もそういった姿勢で臨んでおります。松江市は長らく期間を掛けて、今まで民営化の検討をしてきたがゆえに、こういった募集の要項等も他所の実績がございますので、いいところを使わせていただくという形です。

先程もご案内しましたけれども、お手元には金沢市の募集要項の概要と、冒頭ご説明しました、参考資料3「松江市ガス事業民営化基本方針」も、金沢市や仙台市の募集要項を参考に作っているものでございます。

松江市固有の事情としては、LP ガス事業や(株)松江ガスサービス等の論点もございますけれども、基本的な部分については、他自治体の実績も参考にしながらということで、私どもはあらかじめ金沢市に視察に行きお話も伺っております。

そういった金沢市の事例をこうして参考資料 2 でお示しすると、皆さん方のご審議にもイメージが付きやすいかなということで、お配りしております。参考にお話させていただきました。

(草薙会長)

ありがとうございます。

参考資料 2 につけさせていただきました、金沢市、こちらは私が譲渡先選定委員長を務めました自治体でございますけれども、この表側の「6.応募条件」の「(1) 基本条件(遵守されるべき事項)」の②で、「料金・サービスに関する要件」が 4 つありますが、その 4 つ目のとおり「ガス料金は、少なくとも事業譲渡日以後 5 年間、現行水準を上回らない(原料費調整制度による価格変動等を除く)」としております。

また、⑥「市の出資・権利譲渡の制限等に関する要件」としては「事業譲渡後 10 年間、以下の事項を原則禁止」ということで、第三者に売り払ってしまい、どんどんコントロールが効かなくなるということを避けるように設定をいたしました。こういった形でこの自治体の場合は進めることができました。

それから大津市に関しましては、私はこの自治体もコンセッションのお手伝いをさせていただいたのですが、新会社立ち上げの後、LNG の輸入価格が高騰してしまいまして、原料費調整制度をもってしては事業を切迫したため、大津市は条例を改正して対応しました。そして、今は落ち着いております。原料費調整制度による価格変動を除いて 5 年間は現行水準と変わらないという条件は、実際に効果が大きく、具体的な審議にとっては大事なものだと思います。もし料金の上限を変えたら、改めて議会が条例を改正しなければならないということだったわけですので、そういう意味で市民が守られていたと言えると思います(補足:大津市ガス事業はコンセッション方式による民営化であり、運営権者は「大津市ガス供給条例」が定める基本料金及び基準単位料金の上限額内で料金を設定することとしていた)。

先ほど申しました私が譲渡先選定委員長を務めた自治体である金沢市での権利譲渡制限の要件では、まず事務局の方では事業譲渡後 5 年間という形で案を考えておられたのですが、委員の方から、「10 年にしておいたほうがいいのではないか」、「10 年間はしっかりと自分たちが選んだ譲渡先が経営するんだ」というご意見が出てそのように意思決定をしました。そのような形で、委員の意見が市民を守ることになって参りますので、どうかよろしく願いいたします。

事務局から特段、何かあればお願いします。

(事務局)

金沢市では、応募者の「実績要件」という欄がございまして、資料1ではお示しをしておりますけれども、先ほど松浦委員からございました安定供給、安心、安全の確保という点について、一般ガス導管事業の実績があることを要件としてはいかがかと、現段階では思っております。

一般ガス導管事業といいますのは、参考資料1で最初にご説明をしたところで、経済産業大臣の許可がないと事業ができません。その事業許可を既に受けているところがコンソーシアムなりを組成することによって、一般ガス導管事業の経験があるところにお任せするのが安心というふうに考えてございます。

(草薙会長)

説明をありがとうございました。そういった形で、一般ガス導管事業者がしっかりと導管を担ってくれると、保安面でも安心、安全ということが言えるかと思います。事務局として追加で特によろしいでしょうか。

(事務局)

もう1点、三宅委員の方から、会社形態、組織形態によってその安心、安定供給が違ってくるのではないかと、というお話がございました。こちらに関しては、今ほど金沢市の事例にもありましたように、単体で出るのか、あるいはコンソーシアムで出るのかによって、会社を作るのか作らないのかというのも変わってきます。ただ、会社の形態によって、供給のサービスレベルあるいは安全、安心のレベル感が違ってくることはないと考えております。募集要項で、きちんと守っていただくことを明確に書いておく必要があると考えているところです。

(草薙会長)

追加の回答をありがとうございました。

今の追加の回答に関して、金沢市では金沢エナジー(株)が譲受されましたけれども、金沢市内に会社を作ることが条件でした。しかし、実際には最も多く出資された北陸電力の金沢支社の社屋に入っております、考えようによっては無理くり感がございます。

もちろん私もそこに訪問しまして、どういう仕事をしているのかを確認しました。それはそれで金沢方式として良かったんですけど、新会社を作らせる目的としては、旧一般電気事業者に挑むような形で動いてほしいということも場合によってはあるわけですね。しかし、金沢市の場合には新会社が旧一般電気事業者の社屋を使っているということになります。

他市の例を出しましたが、いずれにしても、今回の事務局の提案は優れていると思っております。

いかがでしょうか、その他、追加の質問とか。よろしゅうございますか。

そうしましたら、議事の（１）はこのくらいにさせていただきたいと思います。

（２）LP ガス事業の譲渡について（資料２）（参考資料 6, 7）

（事務局より資料説明）

（三宅委員）

実は、ガス局が LP ガスをやっていることを知りませんでした。きちんと整理をして説明をしていただきよくわかりました。お話を伺っている限りは、LP ガス事業の分離はなかなか難しい感じがしていて、一括して譲渡するという方向に進まざるを得ないのかなというふうに思います。シリンダーの入れ替えなどややこしい話がありますが、資料 2（P.8②）のような方法でその問題は解決でき、現委託者からの承諾などがスムーズにいけば、むしろ分離ではなく一括としておやりになった方が、複雑にならずよろしいかと思います。以上です。

（松浦委員）

説明を受けると、一括譲渡の方法が、LP ガスの受給者が基本的に不利益を被らないんじゃないかなと思いました。

委託先は次のテーマになるかと思いますが、どこに委託するかは別にして、一括譲渡とした方がハレーションを起こさずにスムーズに進んでいくのではないかと思います。また、一定期間、状況を把握しながら次のステップに行くようなこともあろうかと思います。当面は一括譲渡で進めた方がいいかなというふうに思いました。

（福田委員）

松江ガス供給㈱への随意契約は、やはり要件的にできないと思いますので、一体譲渡ということの問題ないかと思います。

現委託先への委託を当面の間は継続することを譲渡条件とするかについては、先ほどのヒアリング結果のご説明では「対応可能な事業者の方が多い」という感じでしたが、一体譲渡であれば継続しないという事業者も現委託先の中でやはり存在するということなのでしょうか。

（事務局）

現委託先から聞き取った表現としては、「譲渡先の企業がどこになるかによって考えたい」とのことです。

（福田委員）

そうすると、公募条件にできないですね。

(事務局)

それも踏まえまして、参考資料6のフロー図のとおり「ガス局の委託先7社のうち希望するところ」については委託するという条件を考えています。希望されないところについては、都市ガス事業者で供給します。

(福田委員)

それもわかるんですが、譲受者が供給するかは譲受してからでないとわからず、譲受してから対応を考えないといけないということになってしまいます。予測が立ちづらくなるなと思ったんですが、現委託先のための条件を入れなければいけないのか、今の話を聞いていて疑問に思いました。自社のことしか考えていない、市民のことを外に置いたような話になっていると思います。

(大森委員)

LPガス料金の比較表を見ると、松江市ガス局さんのLPガス料金は一般的な料金と比べて、だいぶ安いと感じます。安いということは、儲けていないのかなと思います。LPガスと都市ガスを仮に分離して、価格据え置きとすると、譲受者としては面白くないというか「買いたい」と思うのか疑問なところもあります。

安定的に業者さんから利用したいと思えば、都市ガスと一体で譲渡することが、LPガスの利用者にとってもいいんじゃないかなと思いました。以上です。

(草薙会長)

ご意見やご議論、本当にありがとうございました。大森委員の意見は三宅委員の意見と複合するところがございしますが、資料2(P.8)にシリンダーの切り替え方法の記載のとおり、移行期間を覚書で定めるという方法もあります。この法的性質ということ、やはり福田委員としては、気にされるでしょう。

そうしたことを特出しにしたいと思ったんですけれども、その他のところで委員からいろいろ意見ありましたが、それについてのコメントはございますか。よろしいですか。

現委託先の7社にサウンディングしたところ、全社が、もし我々が負けても気持ちよく切り替えに応じますよというふうにおっしゃっているわけではないということですね。これは言い換えれば、維持されたい構図や権益というものがあって、そこを主張したいとも聞こえるんですが、そういう認識で間違っていますか。

(事務局)

ご回答が難しいですけれども、先ほどの料金表を見ていただいて、松江市ガス局の料金は安いですが、単体で赤字ではありません。7社から原料を買って、シリンダーをお借りして

配送してもらって、この料金ができているので、黒字経営が十分可能なわけです。ただ、島根県 LP ガス協会松江支部が松江ガス供給㈱への一括譲渡を要望している趣旨は、一括して譲渡されずにそれぞれガス局委託先の会社が供給することになると、松江市ガス局と同じ料金ではなかなか難しいということです。

松江ガス供給㈱が一括して譲受し、松江市ガス局がやっていることを松江ガス供給㈱でやるのであれば、ガス局委託先も同じことを続ければいいので、それだったら成り立つというか、今、ガス局が得ている利益は松江ガス供給㈱の利益となって、出資者である LP ガス会社の 30 社が享受するということを島根県 LP ガス協会松江支部が想定をしていますので、基本的に現在の利益をそのまま享受したいというのは、その通りだと思います。ですが、それだけでなく、今の構図をそのまま続けたい、ということでございました。

(福田委員)

随意契約しないとできない理由があるわけではないので、随意契約はできないということになります。それは島根県 LP ガス協会松江支部も理屈上は分からない話ではないと思っています。その代わり、現委託先への委託を当面条件にすることも選択肢としてあるように書いてあるけれども、先ほど質問したら、反発があるようですね。

そうすると、シリンダーの問題ですから、譲受者によっては現委託先が継続しませんが言われたら、シリンダー切替えが結局は生じて、その後の対応が結構大変だと思います。すると、松江市としては、そのような公募条件に入れられるのかといった論点が出てきて、都市ガスと LP ガスの一体での譲受者にあまりメリットが無い話になってしまうし、むしろ足かせになりそうな話だなと見ておりました。随意契約ができないことを理解し、一定期間の継続をスムーズに進めていただければいいんですけど、そうじゃないと、利用者の方も混乱したりとか、譲受者が無駄足を踏んだり、消費者のためにならないものを選択する可能性があり、心配だなと思っています。

(事務局)

そうしますと、先ほどご議論いただいて、随意契約は難しいということと、分離をする案件でもないということを皆さんにご意見いただいたと思っていますので、一括譲渡とした上で、現在の委託先が、本当に委託を受けていただけるかどうか改めてヒアリングをさせていただくということでいかがでしょうか。

(草薙会長)

福田委員、これは難しい部分ですが解除条件付委託契約ではないわけですね。

(福田委員)

どこが契約するかの問題もあります。その契約を 7 社が全部守ってくれるのかどうか、

その責任をもし反故にされてしまった場合、誰が責任を取るのか、松江市に全く請求が来ないのかとか、いろいろ気になることがあります。7社もいるので、途中でやめたいとなったときに誰が責任を取るのか、松江市が責任を逃れる条項はあるのか、その契約を確約するなら、どういう様式の契約なのか書式なのかわからない。それについての責任を負う主体がいないと、後から揉めごとになる可能性はあるかなと思います。

(事務局)

今の論点、非常にセンシティブな点かと思っております。

島根県 LP ガス協会松江支部の皆さんや 7 社の足並みが揃っているわけではないという中での譲渡条件を決めていく必要があります。

ただ、今お話がありましたように、随意契約は無理ですし、やはり一体譲渡だなという中で、まず1つ考えられますのは、公募の段階で、もし可能であれば、「継続委託いいですよ」という会社に関しては、やはり覚書を結んで、例えば「7社のうち何社はそういう覚書を結んでいます」という前提で公募を出す方法です。そうしますと、譲り受け側は、7社全部ではないけれども、例えば5社だったら「5社は一応委託に協力的だ」という前提で提案を出してくるというのがございます。

ですので、「いや、7社全部委託協力してくれないと無理ですよ」という会社は、ひょっとしたらその時点で参加しないということはあるかもしれませんが、先ほど資料 2 (P.8) にもありましたように、事前にヒアリングしている中では、各社の様子が違うということで、地元の会社さんであれば比較的「対応できそうだ」ということです。ちょっとエリアが離れていると、「シリンダーをどこから持ってこようか」みたいなお話がありますので、対応可能であるかどうかを、おそらく検討された上で判断するということになると思います。

7社が揃った意見ではないという点は、ガス事業譲渡において若干課題はあるものの、これによって譲渡できないかということ、そういうものではないのかなというふうに捉えております。

また、契約の中で、今、福田委員がおっしゃられましたように、「委託継続していいですよ」という担保を誰が責任を取るのかというところはあるかと思えます。当然、そこは松江市が全部責任を取れるかという点と難しいかなと思っております。今後におきましては、譲渡契約の案も一応事前に開示する予定であります。

その中で、市が「全面的には責任取れませんよ」、「責任を取れるのはここまでですよ」というのを書いた上で、その譲渡契約書(案)を開示しますので、まず譲り受けの候補の事業者はそれを見て、そのリスクを取れるということであれば参画してくるというようなことが想定されるかなと思っております。

(草薙会長)

ご指摘、ありがとうございました。まさにそこに競争が機能する余地があるというふうに

思いました。

(事務局)

先ほど 7 社の足並みが揃っていないという話がありましたが、現在 7 社が同じ委託を受けているわけではありません。先ほど LP ガス事業を 4 つの形態に分けてご説明をさせていただいたわけですが、このシリンダー供給をメインにやっているところもあれば、バルク供給をメインにやっているところもあったり、数件しかやっていないものもあったりします。いかんせんその内容が違うので、お答えが変わってきているというふうに思っております。

(草薙会長)

松江市の場合はシリンダー供給が多いというのが特徴的です。私がこれまでお手伝いをさせていただいた他の市では、シリンダーの数が本当に少な目だったんですね。松江市ではシリンダーによる供給という部分で事業を成功させていきたいという思惑ももちろんあるでしょうし、そんなところでしっかりと話し合う必要があるので、事務局においてヒアリングをされたいということですね。福田委員いかがですか。

(福田委員)

今の説明を聞いてよく分かりました。ありがとうございます。

(草薙会長)

ありがとうございます。そのヒアリングをぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

(3) (株)松江ガスサービスの取扱いについて (資料3)

(事務局より資料説明)

(大森委員)

保安業務を行っている会社を、譲受会社が子会社として別立てで欲しいのかな、とちょっと思いました。

欲しい会社もあるかもしれないですけども、雇用の継続ということであれば、希望される職員の方々の転籍が条件にあれば、子会社の買収までは条件にしないでいいのかなと思いました。

(福田委員)

一体譲渡の場合、市以外の出資者である 2 社からの株式を取得できなかった時は、(株)松

江ガスサービスはそのまま残ってしまう。一方、公募時に転籍を受け入れの条件とすると転籍する人もいるかもしれず、譲受後に(株)松江ガスサービスはどうなるかという、譲受者から業務を貰えなくなった場合は、何もできなくなって会社がよく分からないことになってしまう。今の話からすると、株式取得は出資 2 社とも応じそうな感じはするので、金額の問題かもしれませんが、最大で正社員と嘱託社員 12 名の受け入れが条件になるかもしれないと思います。

個人的には、経済的なメリットとして、この子会社を欲しいかどうか、よくわからないですけど、致命的な支障がなければこの方向でいいのかなと思いましたが、2 社から株式取得できなかった場合、(株)松江ガスサービスは後処理が大変なことになるかなと思いました。

(松浦委員)

はい。前からお話を聞いていると、譲受者が自前で実施できる中で(株)松江ガスサービスが今後どうなるかなと率直に思います。

いろいろな事業が継続できることは、保安業務ですから大事なことだと思います。そういったことが、いかにスムーズにできるようになるかということだと思いますので、引き続きいろいろご検討されることかなと思います。

(三宅委員)

事業内容は、保安業務と開閉栓と、個人のお宅に入って作業するような業務も実際にはあるわけですね。メーターの取換えのような業務もやらなくてはならない。他所からボツときて、そうしたことをやれるのかと思いますが、そういう意味で考えてみれば、利用者の側から言いますと、安定的にサービスを受けられるようであれば、一括して譲渡された方が良いのかなと思います。

(事務局)

スタッフにつきましては、各お宅に入って作業をさせていただいております。そういった経験を持って即戦力のような社員さんがたくさんいらっしゃいますので、譲受先が分からない業務もすぐわかるような社員がいることは、かなり戦力になるのではないかなというふうに思っております。一体的のほうが非常によろしいかなと我々も考えております。

また、今、株式を持っておられる 2 社に、それぞれお話をさせていただいておまして、各社の事情もありますし、会社内部で持ち帰って検討していただいている状況です。

(草薙会長)

先ほど、私は大津市のお話をしたと思うんですけど、(株)大津ガスサービスセンターの社長は大津市の企業管理者だった方で、要するに、市のオペレーション、ノウハウを全て知り尽くした上で、サービス部門で会社経営をされています。もちろん大津市と仲良くされており、

ここは非常に重要です。

つまりこの振舞いが重要でして、例えばエネファームを売る等、いろいろなことをサービスで協力していくこととなります。大津市では、コンソーシアムを組んで、びわ湖ブルーエナジー(株)が取られましたけれども、今でもやっておられますが、(株)大津ガスサービスセンターの存在というのは大きいですね。大津市の考えはよく分かりますし、なおかつ、びわ湖ブルーエナジー(株)の考えもよく分かるという中で、営業を頑張れるということです。そのように大津市の場合は、持ちつ持たれつという関係でやっていくということもございまして、それを観察しておりますと、松江市の場合は一体で譲受することで、むしろメリットが望めるのかなというふうに思っております。

問題は、そのまさに 2 社からの株式取得について調整がつくのかということも話をされていると思うんですけど、今申しましたような方向性を共有できるならば、協力しようということになるんじゃないかなと思います。岩谷産業(株)、山陰酸素工業(株)は、お互いよく知り合った方だと思いますけども、しっかりとガス局と話し合っていていただいて、調整を図っていただくと、市民の利益にもなると思います。こういう考えについて、事務局はいかがですか。

(事務局)

先程も申しましたけども、地域市民をよく存じ上げている社員ばかりですので、お客様にとってメリットがあると思っております。引き続き 2 社に関しては話し合いの場を設けていきたいと思っております。

(福田委員)

一体として譲渡できなかった場合が大変だなと思います。人が点在してしまつて、誰もいなくなり、会社だけ残つてどうするんだろうとなったときに、その処理とかもまた大変そうに思います。なので、子会社を抱えるリスクもあると思いますが、絶対抱えたくないというわけじゃなくてメリットもあるということで、譲受者においてそこまでのハードルでなければ一体としての譲渡が望ましいかなと思いました。

(草薙会長)

今の福田委員のお話を受けてですが、公募条件の中にしっかりと入れて、生活サービスをいい方向に持っていけるところに高い点を与えるという方法が考えられるかと思っておりますけど、いかがですか。

(事務局)

第 1 回の委員会で説明させていただいたと思うんですけど、やはり譲渡の条件の方に入ってくるのではないかと考えております。

(4) 今後の選定委員会の予定について(資料4)

(草薙会長)

これに関しまして委員の皆様からのご意見、ご質問はございますでしょうか。

(三宅委員)

淡々と進めていただければと思います。

(松浦委員)

特にございません。

(福田委員)

特にございません。

(大森委員)

特にございません。

(三宅委員)

聞かせてほしいんですが、インセンティブの面でいうと、固定資産税の免除とか占用料とか、それは今度の公募の条件に明記されるということでしょうか。

(事務局)

はい。今回の資料で頭出しをさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては市の方も、もう少し他市の事例ですとかを踏まえて市の考えをまとめたいなと思っております。第3回の委員会で提案させていただきたいと考えております。

今のご質問に関係して、市の中で方針を決めてやるということと、もう一つ、職員の派遣の話がございます。

出資の話も関係してくるので、受け入れる側の事業者も、人の確保という点や、譲受者によって大きく変わるかもしれませんが、市が方針を示して、またご議論いただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

(三宅委員)

今のガス局の職員の今後の処遇についてどのように考えていますか。

(事務局)

ガス局には 30 数名の職員がおりまして、そのうち半分がプロパーと言いますか、技術系の職員です。残りの半分は、市役所本庁からガス局への出向の事務の職員がおりまして、それについては事務方ですので、市の一般事務に就くということになります。残りの半分の職員は、技術面で尽くしてきた職員ですので、事務職になるのか、あるいは他の企業局等でスキルを活かすポジションがないか、調整しているところです。

いずれにしても、定年延長の制度も加えまして、65 歳まで、それぞれの職員を務めさせて年金に接続する義務もありますので、今後のことを一人一人に示せるかというスケジュール感も含めて対応をこれからスタートするところです。もちろん民間譲渡後のサービスの継続、安全維持ということで、譲受先で働きたいという職員も出てくると思いますが、その時の条件がどうかとか、いろいろ今後検討する形になると思います。

4 その他

(事務局)

LP ガスについては分離せずに都市ガスと一括譲渡ということでご確認いただいたところですが、今後、現在の委託先 7 社にもう一度ヒアリングをさせていただきたいというお話をさせていただきました。

この第 2 回目から委員会は非公開ではございますけれども、先ほどご決定いただいたことをお伝えしないと意見交換ができませんので、そのことはご了承いただきたいと思います。

市から回答という形でお持ちして、その上でヒアリングになろうかと思っていますので、回答の仕方も含めて、会長とご相談をさせていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

(草薙会長)

前回も、この件につきましては、お話がございました。重要な内容については適宜、必要な限りにおいて開示するというところでございました。それに該当するかと思いますが、ご要望ございませんでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(草薙会長)

ありがとうございます。認められました。

5 閉会

(草薙会長)

皆様、ありがとうございました。以上をもって本委員会は全ての議事が終了しました。

皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。それでは、事務局にマイクをお返しします。

(事務局)

草薙会長には、円滑な議事運営をいただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたりましてご審議いただき、貴重なご意見をいただきましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして、第2回松江市ガス事業譲渡先選定委員会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

以上

別添

第2回松江市ガス事業譲渡先選定委員会委員名簿

役職	氏名	出欠	備考
会長	草薙 真一	○	兵庫県立大学 副学長
委員	大森 浩	○	公認会計士
委員	福田 真也	○	弁護士
委員	松浦 俊彦	○	松江商工会議所 専務理事
委員	三宅 克正	○	松江市公民館長会 会長